

平成29年度 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

実施期間中に60歳及び65歳の誕生日を迎えられる方は
誕生日以降の接種となりますので、ご注意ください。

墨田区では、本年度も高齢者の方を対象とした予防接種を下記のとおり実施します。
下記及び裏面をよくお読みの上、接種を受けてください。

1. 実施期間

平成29年10月1日から平成30年1月31日まで

2. 対象者

- (1) 平成29年12月31日現在、65歳以上の方
- (2) 平成29年12月31日現在、60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級相当）
予診票の「年齢」欄には、平成29年12月31日現在の年齢を記載しています。

3. 接種場所

同封の「実施医療機関名簿」に記載された医療機関で予防接種を受けてください。
また予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

東京23区の指定医療機関でも受けることができます。医療機関又は医療機関所在地の保健所等で事前に指定医療機関であることを確認の上、接種を受けてください。

- (注)東京23区以外で接種を希望する場合は、接種前に医療機関所在地の自治体に以下の点をご確認ください。
- 他自治体の予防接種受け入れを行っているか。
 - 自治体宛に墨田区が発行する「予防接種依頼書」は必要か。
(医療機関宛の依頼書は発行できません。)
 - 費用の助成はあるか。
予防接種依頼書は費用の助成を行うためのものではなく、予防接種が原因の健康被害が起こった際に、予防接種法に基づく補償を受けるために必要な書類です。
必要な場合には墨田区保健予防課までお問い合わせください。

4. 接種費用

2,500円を医療機関にお支払ください。

ただし、下記に該当する方は、自己負担金が免除になります。

- (1) 平成29年12月31日現在、75歳以上の方
- (2) 生活保護法による保護を受けている方
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

生活保護受給等の方で2,500円と記載がある場合は、区役所3階生活福祉課で減免スタンプを押してもらってから医療機関にお持ちください。

5. 接種方法

- (1) 接種日当日に「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」に記載されている質問事項に回答し、接種を受ける医療機関に持参してください。
- (2) 接種を受ける前に、必ず裏面の説明をお読みください。
- (3) 接種後に医療機関により渡される「予診票〔本人控〕」は、接種した記録となりますので、健康手帳に貼るなどして大切に保管してください。

必ず裏面もお読み下さい。

～ 高齢者インフルエンザ予防接種を受ける方へ～

必ず接種前にお読みください

1. インフルエンザとは

毎年、冬になると、**季節性インフルエンザ**が流行します。このインフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをするとうイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことでインフルエンザに感染します。インフルエンザは普通のかぜと違い、突然に高熱、筋肉や関節の痛み、頭痛や全身倦怠感などの症状が現れ、重くなると肺炎や脳炎などの合併症を引き起こします。高齢者や乳幼児、持病のある人などは合併症で亡くなることもあります。

2. インフルエンザの予防

インフルエンザを予防するためには、**予防接種を受けること**をお勧めします。接種を受けることで、もしインフルエンザにかかったとしても、重症化するのを防ぐことができます。

インフルエンザに対する予防効果は、接種後およそ2週間で現れ、その効果は5ヶ月間ほど続くとされています。日本では毎年12月から3月にかけてインフルエンザが流行するので、12月中旬までに接種を行うことが望ましいとされています。

また、65歳以上の方は、**インフルエンザの流行期に1回の接種で効果があることがわかっています**。なお、この予防接種は、主に接種を受けるご本人の発病及び重症化を防ぐ「**個人予防目的**」のために行うものです。したがって、接種を希望される方のみ接種を行うことになり、**接種を強制するものではありません**。

3. 接種に注意を要する方

以下の方は、あらかじめかかりつけ医に接種のご相談をなさってください。

- (1) 基礎疾患（持病）がある。
- (2) 以前に予防接種を受けた後、副反応がでたことがある。
- (3) けいれんをおこしたことがある。
- (4) 免疫不全といわれたことがある。
- (5) インフルエンザの予防接種液でアレルギーを起こす可能性がある。（卵アレルギーなど）
- (6) 他の予防接種を27日以内に受けている。

4. 接種後の注意

- (1) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位はこすらないようにしてください。
- (2) 接種当日の激しい運動や大量の飲酒は控えてください。
- (3) 接種後、高熱、けいれん等の症状があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- (4) 予防接種後の予診票〔本人控〕は、健康手帳に貼るなどして、大切に保管してください。
- (5) インフルエンザ予防接種を受けますと、6日間は他の予防接種は受けられません。

5. 予防接種の副反応について

予防接種後、注射の跡が赤くなったり、はれたり、痛んだりすることがあります。

また、発熱、寒気、頭痛、倦怠感等の症状がみられることもありますが、いずれも2～3日で治ります。もし、注射部位がひどくはれる、高熱が出る、じんましんが出る、呼吸が苦しくなるなど、普段と異なる症状がみられたら、早めに医師の診察をお受けください。

【問い合わせ先】

保健予防課感染症係	(電話) 03 - 5608 - 6191
	(FAX) 03 - 5608 - 6507
向島保健センター	(電話) 03 - 3611 - 6135
本所保健センター	(電話) 03 - 3622 - 9137